

夏季休業日について

加古川市教育委員会

1 現状

年間授業日数 200 日程度（40 週）の中で、年間 35 週を単位として示された教科ごとの標準時数を実施するとともに、余剰時間を活用して、特別活動（学級活動を除く）を実施しており、ゆとりの少ない中で教育課程を編成し、教育活動を実施していた現状があった。

そこで、令和2年度より、夏季休業日を短縮し授業日数を増やすことで、子どもと教職員がともに、ゆとりのある教育課程のもとで、教育活動を展開するよう試行してきた。

2 試行期間について

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
増加する授業日	7月21日(火) 22日(水)	7月21日(水) 22日(木) 23日(金)	7月21日(木) 22日(金)

7月21日～24日を授業日とし、夏季休業日を7月25日～8月31日とする。

3 試行における検証から

- ・試行により確保できた授業時数 8時間～12時間程度
- ・教育課程の編成について（学校アンケート結果から）
授業時数の確保がしやすくなった（41校）
教師が子どもと向き合う時間の確保ができた（21校）
臨時休業日の授業時間の欠時に対応しやすくなった等（18校）等
- ・夏季休業期間について
現状（7月25日～8月31日まで38日間）が適当（36校）
現状以外（7月21日～8月31日まで42日間）が適当（1校）
（7月20日～8月30日まで42日間）が適当（1校）
（7月24日～8月27日まで35日間）が適当（1校）
（7月25日～8月29日まで36日間）が適当（1校）
（その他3～5日程度の短縮）が適当（1校）

- ・夏季休業日の短縮により、授業時数を確保しやすくなり、子どもと教職員がともに、ゆとりのある教育課程のもとで、教育活動を展開することができた。
- ・夏季休業日の短縮日数は、児童生徒にとっても夏季休業ならではの体験を行うこともできる期間を鑑み、現状が適当である。

4 令和5年度以降の夏季休業日について

短縮して確保する時期（小学校、中学校、養護学校）

7月21日～24日を授業日とし、夏季休業日を7月25日～8月31日とする。